農林水産物・食品の輸出に係る税制（輸出税制）措置のご紹介

【紹介編】

○　認定輸出事業者が輸出事業計画（注）に従って、**機械・装置、建物等の取得**をした場合、これらの資産について、最大で**５年間の割増償却**ができます。



認定輸出事業者

施設整備計画（イメージ）

- 長期間の輸送・保管に耐えるため、高度な鮮度保持処理を行う施設を整備したい。
- また、海外の求める規格に適合したものを選別したい。

事業者の経営状態

- 銀行から融資を受けて施設整備を計画している。
- 資金繰りを安定させなければならない。

整備内容

- 予冷・貯蔵倉庫を想定（１億円）



税制措置のご紹介

○　1億円の施設設備（耐用年数20年）を導入した場合、設備導入後５年間において、500万円/年の普通償却額に加え、175万円/年※１の割増償却が可能となり、結果として、**約41万円/年※２の法人税の負担が軽減されます。**

○５年間で約200万円の法人税の負担が軽減

※１　普通償却額（500万円）×割増償却率（35%）＝175万円
※２　割増償却額（175万円）×法人税率（23.2%）≒41万円



制度担当者

輸出税制の特徴は、
①将来の普通償却を先取りできる。②設備投資を行った後５年間の納税額が減少。
結果：設備整備額の早期回収と資金繰りの安定化

（注）輸出事業計画とは、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」に基づく計画で、輸出に関して今後取り組む内容として、「目標」「対象となる農林水産物又は食品及びその輸出先国」「内容及び実施期間」「実施に必要な資金の額及びその調達方法」等について記載するものです。

農林水産物・食品の輸出に係る税制（輸出税制）措置（概要）

【概要編】

○　農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、５年間の割増償却措置を講じ、設備投資後のキャッシュフローを改善することで、事業者の輸出拡大のための活動を後押し

特例の概要

○　輸出事業計画を策定し、その認定を受けた認定輸出事業者が、策定した輸出事業計画に従って機械装置、建物等を取得等した場合、当該資産について、

①　**機械装置は30%**、

②　**建物及びその附属設備並びに構築物は35%**

の**割増償却を５年間**行うことができる。

特例の要件

①　導入した機械装置、建物等における輸出向け割合が年度ごとに定める一定の割合以上であること

年度	１年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
割合	15%	20%	25%	30%	40%	50%

②　食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業の対象でないこと

③　農林水産物又は食品の輸出の促進を目的とした国の補助金、給付金、又は交付金を受けた資産ではないこと

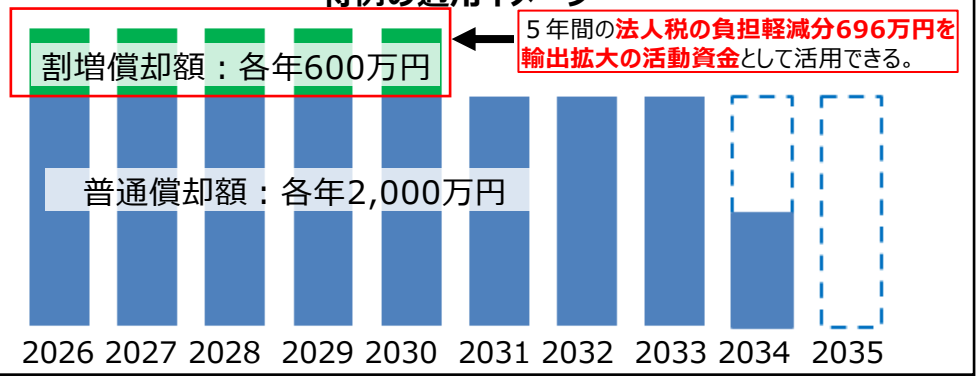
④　開発研究用資産ではないこと

割増償却の効果

○　**２億円の製造用設備（耐用年数10年）を導入した場合**、設備導入後５年間において、2,000万円/年の普通償却額に加え、600万円/年※１の割増償却が可能となり、**約139万円/年※２の法人税の負担軽減。**

※１　普通償却額（2,000万円）×割増償却率（30%）＝600万円
※２　割増償却額（600万円）×法人税率（23.2%）≒139万円

特例の適用イメージ



税制の対象となり得る施設整備の例①

○　水産加工施設

1 整備を行う趣旨

- 冷凍ホタテ貝柱の輸出に手応えがあるが、計量・包装工程を手作業で行っており、生産能力が低いことが課題。
- 計量・包装ラインを整備し、生産能力を強化。

2 整備内容

- 自動計量・包装・梱包設備 等



○　加工食品製造施設

1 整備を行う趣旨

- 高まる海外需要に応えるため、グルテンフリー・ノンミート餃子を製造。
- 専用工場化のため製造ラインを整備。

2 整備内容

- 餃子製造用機械
- トレー詰め機 等





○　木材加工施設

1 整備を行う趣旨

- 米国で流通する木材の規格に合わせて木材を加工するため、対応できる製造ラインを整備。

2 整備内容

- 製材設備
- 板引き設備 等





税制の対象となり得る施設整備の例②

○ 物流拠点施設

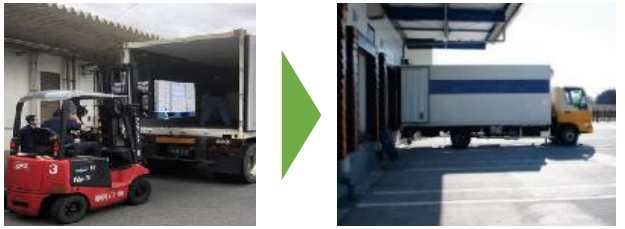
1 整備を行う趣旨

- リーファーコンテナに常温の外気が入ると結露が発生し、農産物等に影響。
- バンニング時の機密性を保持し、コールドチェーンを確保するため、ドックシェルターを整備。

2 整備内容

- ドックシェルター

（既存の冷蔵・冷凍倉庫を活用）



○ 青果集出荷施設

1 整備を行う趣旨

- 長期間の輸送・保管に耐えるため、高度な鮮度保持処理を行う施設を整備。
- また、海外の求める規格に適合したものを選別。

2 整備内容

- 予冷・貯蔵倉庫



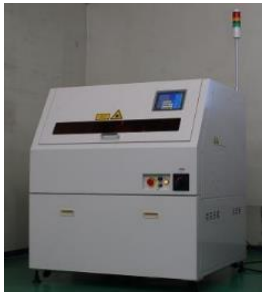
○ 酒類製造施設

1 整備を行う趣旨

- 代理店を通していない当社の商品が劣悪な環境で流通し、現地で競合。ブランドを毀損。
- トレーサビリティのため商品毎にQRコードを印字。

2 整備内容

- レーザー印字装置、
- トレーサビリティシステム　等





QRコードをレーザー印字した王冠

輸出税制が措置された事例

☆　木材・合板の輸出を行う事業者の事例





整備を行う趣旨

- **国内向け及び輸出用製材の生産量は生産可能能力の限界に達していることから、輸出を強化するためには、新たな機器の設置が必要である。**

整備内容

- **木材加工流通施設等の整備（皮剥機・乾燥機）**
  設備投資額：機械装置　おおよそ２億円

割増償却の効果（農林水産省試算）

- **普通償却額＝2500万円に加え、750万円（割増償却額（30%））の償却が可能**
- **法人税の負担軽減＝750万円**※（法人税率23.2%）

（参考（税制措置を適用しない場合）
普通償却額＝2500万円　法人税の負担軽減＝580万円
※（法人税率23.2%））

1年あたりの法人税の負担軽減額：＋170万円

５年間の法人税の負担軽減額

870万円

税制措置の効果（キャッシュフローの改善）

- **運転資金（海外出張渡航費・宣伝販売費　等）に充当予定。**

輸出税制の適用を受けるための判断チャート表（４つのポイント）

【概要編】

○　税制措置の特例を受けるためには、輸出事業計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その認定を受ける必要があります。
○　機械装置、建物等における輸出向け割合が、年度毎に定める一定の割合以上であることの証明を受ける必要があります。

凡例
はい（YES）
いいえ（NO）

スタート

ポイント①
農林水産物または食品の輸出のために取組む者だ。

→ 輸出事業計画の認定を受けることができません。

ポイント②
取得する施設は「機械装置」「建物」「建物附属設備」「構築物」だ。

→ 取得する施設が「車両」「運搬具」「船舶」「工具」「器具」「備品」などの場合、輸出税制は適用されません。

ポイント③
「食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業」や「農林水産物又は食品の輸出の促進を目的とした国の補助金、給付金又は交付金」は受けない。

→ 上記補助金を受けて施設を整備する場合、輸出税制は適用されません。
※上記以外の補助金であれば輸出税制との併用が可能です。

ポイント④
輸出事業用に供用を開始した機械装置、建物等における輸出向け割合が年度ごとに定める一定の割合以上となっている。

→ 輸出税制は適用されません。
なお、年度ごとに適否を判断しますので、毎年度連続でクリアできなくても、クリアした年度だけ適用することは可能です。

割増償却の適用

ゴール

輸出税制の適用を受ける輸出事業計画の要件

施設の取得

供用開始後の要件

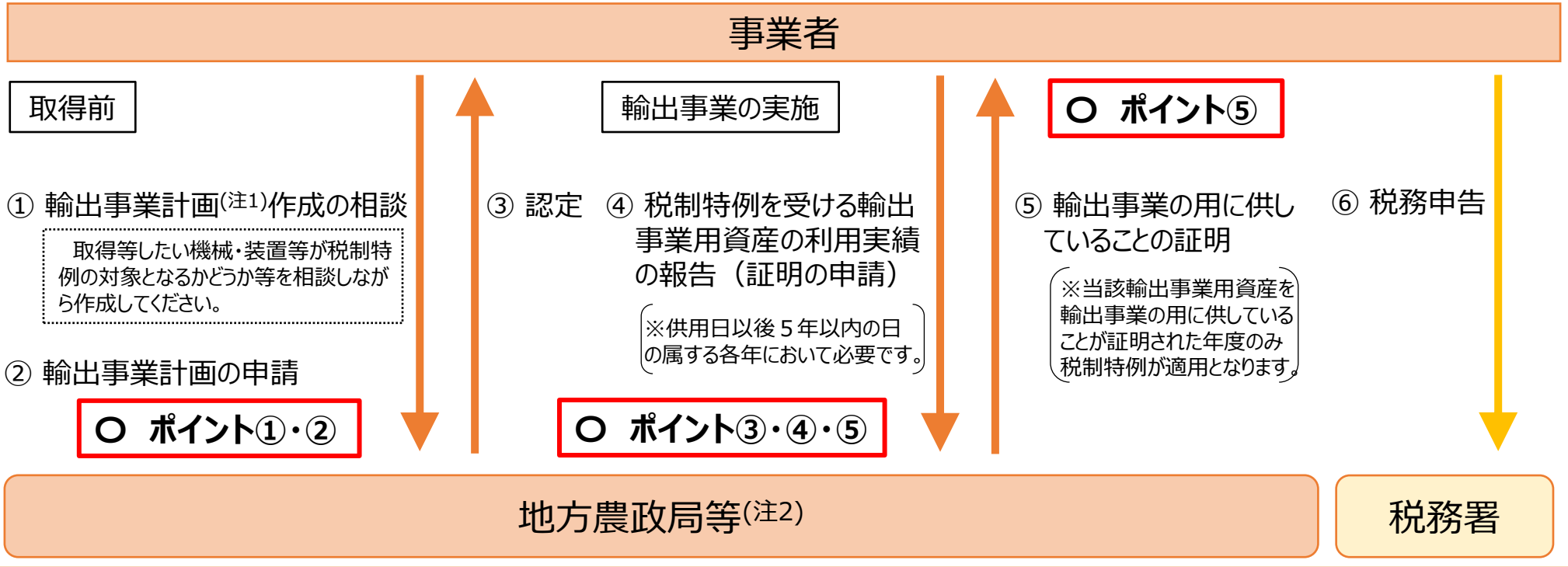
輸出税制の適用の手続について

輸出税制適用までのポイントを確認

【手続編】

○　税制措置の特例の適用には、輸出事業計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その認定を受ける必要があります。
○　輸出事業用に必要な機械・装置、建物等を取得等したい場合には、各種補助金の利用等も含めて、地方農政局等にご相談ください。
○　また、税制措置の特例の適用については、取得した機械・装置、建物等を輸出事業用に供しているか、毎年度（供用日から５年間）、税務申告前に地方農政局等から大臣証明許可を受ける必要があります。

フロー図



（注1）輸出事業計画とは、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく計画で、輸出に関して今後取り組む内容として、「目標」「対象となる農林水産物又は食品及びその輸出先国」「内容及び実施期間」「実施に必要な資金の額及びその調達方法」等について記載するものです。
（注2）輸出事業計画の相談・申請、実績の報告等は、最寄りの地方農政局輸出促進課（北海道は北海道農政事務所事業支援課、沖縄県は沖縄総合事務局食料産業課）に行ってください。

【ポイント①】輸出事業計画における税制措置の適用等の確認について

【手続編】

○　税制措置を受けるためには、輸出を目的とする補助事業との重複を排除するため、輸出事業計画において税制措置の適用を受ける旨の記載が必要。

＜改正輸出促進法（抜粋）＞
第37条　（略）
2　（略）
3　輸出事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、輸出事業の用に供する施設の整備に関する次に掲げる事項を記載することができる。
一　当該施設の種類及び規模その他の当該施設の整備の内容
二　当該施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積
三　その他農林水産省令で定める事項

＜その他＞
○　輸出事業計画で、輸出を目的とする補助事業との重複を排除できる必要。
○　輸出事業計画で、税制特例の適用を受ける旨の記載が必要。

○　輸出事業計画の認定規程（農林水産大臣決定）　様式イメージ

○　資金計画（共通様式）

様式１（別紙）　７　資金計画

７　資金計画　　（単位：千円）

年度	事業内容	事業費（必要な資金の額）	内訳		備考
			設備資金（調達方法・金額）	運転資金（調達方法・金額）	

備考欄に「輸出税制（割増償却）」と記入

【ポイント②】輸出税制を受ける際の輸出事業計画の様式

○ 輸出事業用資産の種類等

（輸出税制の適用を想定している設備等がある場合の様式）

様式１－１　輸出事業の用に供する施設の整備の内容

様式１-１

輸出事業の用に供する施設の整備の内容

（注）輸出事業の用に供する施設を整備する場合に記載すること。
（農地法および租税特別措置法の特例措置の適用を受けようとする施設については必ず記載すること。また、株式会社日本政策金融公庫法の特例を受け、貸付けを受ける資金の使途に、施設の整備が含まれる場合についても、記載すること。）

１　施設の整備の内容

番号	取得予定年月	適用を受けようとする特例措置	新設等	施設の種類	施設の名称／規模・能力等
①					
②					
③					

番号	施設の用に供する土地の所在	地番	地目		面積
			登記簿	現況	
①					
②					
③					

２　施設を整備する者の概要

番号	
	氏　名：
	住　所：
	氏　名：
	住　所：
	氏　名：
	住　所：

（注）１　「適用を受けようとする特例措置」には、農地、税制（併用する場合は両方）を記載すること。
２　「新設等」には、新設、改修、用途変更の別を記載すること。
３　「施設の種類」には、農地法および租税特別措置法の特例措置の適用を受けようとする施設、公庫法の特例を受け、資金の貸付けを受けて整備する施設について、建物、建物附属設備、構築物、機械装置の別を記載すること。
４　「規模・能力等」には、建物であれば建築面積、機械装置については台数等を記載すること。　５　「２　施設を整備する者の概要」の「番号」には、整備する者ごとに、対応する「１　施設の整備の内容」の番号を列挙して記載すること。
６　施設を整備する者が法人その他の団体の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「本店又は主たる事務所の所在地」を記載すること。

（添付書類）
以下の書類を添付すること。
□　施設の規模及び構造を明らかにした図面

施設整備（資産）の内容等を記入

様式１－４　租税特別措置法の特例（割増償却関係）

様式１－４　租税特別措置法の特例（所得税又は法人税の割増償却関係）

租税特別措置法第13条第１項又は第46条第１項の規定により、輸出事業用資産の取得等をして、所得税又は法人税の割増償却をしようとする場合に添付すること。ただし、中古の建物・機械等の取得は、対象とならない。

１．輸出事業用資産の内容

	供用予定年月日	施設の種類	施設の名称／規模・能力等	所在地	税制措置内容
1					30% ・ 35%
2					30% ・ 35%
3					30% ・ 35%

※施設の名称ごとに記載し、同一施設で複数の施設の種類がある場合は、施設の種類ごとに分けて記載すること。
※「施設の種類」には、機械装置、建物、建物附属設備、構築物の別を記載すること。

２．供用予定年月日ごと、施設の種類ごとの計画

供用予定年月日	施設の種類	単価(千円)	数量	金額(千円)
	機械装置			
	建物			
	建物附属設備			
	構築物			
合計				

３．補助事業に関する確認内容

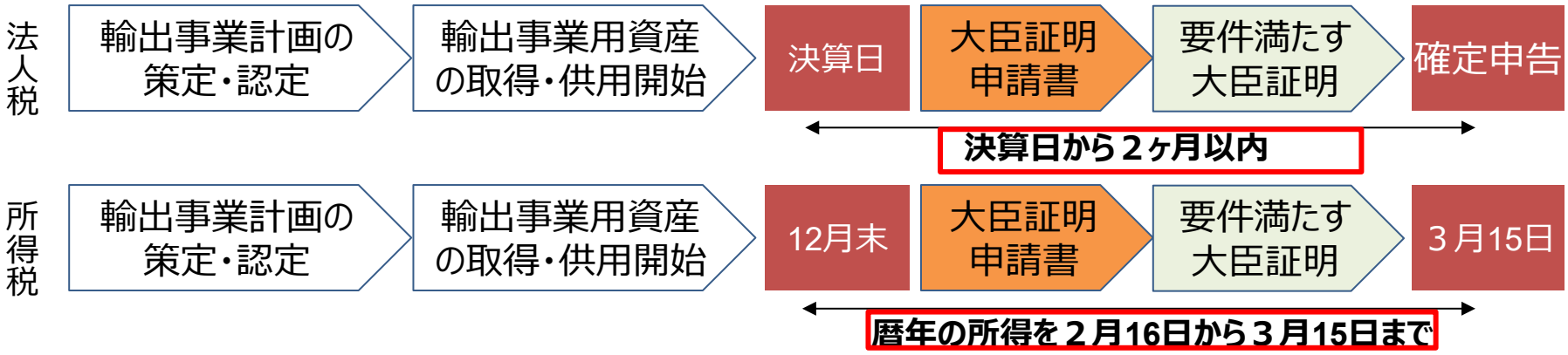
確認事項	確認欄	
上記施設は「食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業」の対象に該当しますか。	はい □	いいえ □
上記施設は「その交付の目的が農林水産物又は食品の輸出の促進」である、固定資産の取得等に充てるための国の補助金、給付金又は交付金の交付を受けますか。	はい □	いいえ □
上記施設は開発研究用資産に該当しますか。	はい □	いいえ □

※内容を確認の上、「いいえ」のボックスにチェックが入った場合に、税制特例措置を受けることができます。詳細は輸出事業計画のHPをご確認ください。
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/yusyutsu_keikaku.html

また、税制特例措置を受けるためには、導入した輸出事業用資産の一定割合以上を輸出事業の用に供していることにつき、後日農林水産大臣の証明を受ける必要があります。

【ポイント③】確定申告に向けた証明書の取得について

事業者の確定申告



○ 大臣証明書の発行には、導入した機械装置、建物等における輸出向け割合が年度ごとに定める一定の割合以上であることを把握する必要があります。

年度	１年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
割合	15%	20%	25%	30%	40%	50%

○ 法人税は決算日から２ヶ月以内。
所得税は暦年の所得を２月16日から３月15日までに確定申告する必要があります。

＜質問＞

- 融資を受けて施設整備を行ったが、予期せぬ事態により資金繰りを安定させなければならない。
- 12月1日からの税制措置の適用も可能でしょうか。

※ 事前に税制措置の適用を目的とした輸出事業計画が認定されている必要があります。

＜回答＞

- 導入した機械装置、建物等における**輸出向け割合が12月末までに達成している場合には、税制措置の適用が可能です。**

※事業者様へのお願い

○ 証明書発行に向けては日数に十分余裕を持った申請をお願いいたします。

【ポイント④】「輸出事業に供する割合」の把握方法について

【手続編】

○　輸出税制の適用要件である「輸出事業に供する割合」については、以下により把握。
○　生産者、食品製造業者、食品流通業者（卸・小売）、地域商社については、売上データ（顧客ごと、輸出専用品ごと）、インボイス、パッキングリスト等から輸出額を把握。また、金額での把握が困難な場合は、機械装置に内蔵のカウンター等のデータ、商品コード、ラベリングの実績等から輸出量を把握。
○　なお、倉庫業者や国際貨物の取扱業者（海運貨物取扱業者、フォワーダー）が輸出事業計画の認定を受けて輸出事業用の設備等を取得するケースも考えられるが、その場合は、NACCSデータ（輸出許可通知書）やパッキングリスト等から、取り扱う貨物の金額や量を把握。

業種	把握方法
生産者 食品製造業者 食品流通業者（卸・小売） 地域商社	○売買や通関に必要な作成書類で把握 （例：売上データ（顧客ごと、輸出専用品ごと）、インボイス、パッキングリスト等） ○日々の作業工程管理で把握 （例：機械装置に内蔵のカウンター等のデータ、商品コード、ラベリングの実績、管理台帳等）
倉庫業者 国際貨物の取扱業者（海運貨物取扱業者、フォワーダー）	○NACCSデータで把握 （例：輸出許可通知書、パッキングリスト等） ※ NACCS（ナックス）とは、税関その他の関係行政機関に対する手続及び関連する民間業務をオンラインで処理するシステムで、正式名称は「輸出入・港湾関連情報処理システム」

※ここで言う倉庫業者、国際貨物の取扱業者とは、荷役・通関等の業務を通して、農林水産物・食品の輸出の拡大に主体的に取り組む一部の事業者

ポイント⑤「一定を輸出事業の用に供していること」の証明方法

【手続編】

申請書

＜様式と記載イメージ＞

輸出事業用資産の証明申請書

年　月　日

農林水産大臣　殿

住所
名称及び代表者の氏名
（個人の場合は氏名）

農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第７条第２項の規定に基づき、同条第１項の証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

製造ライン単位にまとめずに、設備毎に輸出割合を算出

記

輸出事業用資産の種類（当該資産の名称）	供用年月日	証明を受けたい期間	(A)輸出事業用資産により生産し、製造し、加工し又は流通した農林水産物又は食品の金額（又は数量）		(C)輸出割合（B÷A）
				(B)うち輸出向けの金額（又は数量）	
機械装置（○○機械）	R8.11.1	R9.4.1～R10.3.31	100千円	35千円	35 %
建物（○○工場）	R9.5.20	R9.5.20～R10.3.31	1,000千円	220千円	22 %

事業年度の開始の日：　年　月　日（個人の場合不要）
事業年度の終了の日：　年　月　日（個人の場合不要）

（注）輸出事業用資産ごとに上記の内容が確認できる内訳表等を添付すること。
（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

証明書

＜様式と記載イメージ＞

農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する
法律施行規則第８条第１項の証明通知書

年　月　日

（申請者）　殿

農林水産大臣　○○　○○

年　月　日付けで証明申請のあった農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第７条第１項の証明の申請については、農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第８条第１項の規定に基づき、下記のとおり証明します。

記

輸出事業用資産の種類（当該資産の名称）	供用年月日	年目	輸出割合要件	輸出事業用資産の輸出割合
機械装置（○○機械）	R8.11.1	2	20%以上	35%
建物（○○工場）	R9.5.20	1	15%以上	22%

事業年度の開始の日：　年　月　日（個人の場合不要）
事業年度の終了の日：　年　月　日（個人の場合不要）

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。